(仮称)小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等に対する市民意見 の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例			
	の制定等			
政策等の案の公表の日	令和4年9月15日(木)			
意見提出期間	令和4年9月15日(木)から令和4年10月14日(金)			
	まで			
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、総務			
	課窓口)			

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	10件 (2人)
	インターネット	2 人
	ファクシミリ	0 人
	郵送	0 人
	直接持参	0人

無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
С	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他(質問など)	5

〈具体的な内容〉

(1) 開示請求に係る手数料に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	個人情報の保護に関する法	D	法第 89 条第1項は、国の行政機関の規
	律(以下「法」という。)第89		定であり、地方公共団体は、法第 89 条
	条第1項には「実費の範囲内		第2項が適用されます。当該規定では、
	において政令で定める額の		条例で定める額の手数料を納めるとさ
	手数料を納めなければなら		れていますが、手数料を無料と定めるこ
	ない」とあるが、手数料を無		ともできます。また、国が示す法の解釈
	料として徴収せず、手数料で		では、同項の規定により手数料とは別
	ない写しの交付代を徴収で		に、実費を徴収することも可能とされて
	きる根拠は何か。		います。

(2) 行政機関等匿名加工情報制度に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	行政機関等匿名加工情報制	D	当該制度を実施するための仕組みや組
	度の導入に関して、どのよう		織体制、業務量及び効果などを検討しま
	な検討が行われて行政機関		した。
	等匿名加工情報制度につい		検討の結果、市町村(政令指定都市は除
	て行わないと決定したのか。		く。) においては、当分の間、実施は任意
			であることから、他団体の効果等を注視
			することとし、実施を見送ることとしま
			した。

(3) 条例要配慮個人情報に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	性マイノリティ (LGBTQ)、性	С	提案をいただいた情報の項目は、全行政
	同一障害、DV 被害者、生活保		機関において、その取扱いに十分注意が
	護受給者の情報を条例要配		必要な情報であると理解しております。
	慮個人情報に定めるべき。		地域の特性に応じて条例に規定する条
			例要配慮個人情報において、今後の参考
			にさせていただきます。

(4) 個人情報ファイル簿に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	現行の個人情報取扱事務登	С	本市は、個人情報取扱事務登録簿を廃止
	録簿では、神奈川県に提出す		して、個人情報ファイル簿を作成するこ
	る書類へ記載する個人情報		ととします。作成に当たっては、国が示
	の範囲に、必要限度を超える		すガイドラインに基づき記載等に十分
	取扱いの記載内容があった		注意して進めるとともに、神奈川県や他
	ことから、県の個人情報登録		団体の記載方法等も注視していきます。
	事務簿に合わせた内容とす		
	るべきである。		
2	現行の個人情報取扱事務登	D	個人情報ファイル簿の記載項目の分類
	録簿を閲覧して得られるこ		により、記述内容が多少異なる部分もあ
	とができる情報はすべて個		りますが、現行の個人情報取扱事務登録
	人情報ファイル簿で公表さ		簿記載の個人情報と同等の内容が記載
	れるのか。		され、利用の実態を的確に認識すること
			ができるものとなっています。

(5) 訂正請求又は利用停止請求に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	個人情報の訂正請求には速	В	法は、訂正請求に対する措置について、
	やかに応じてほしい。		訂正請求があった日から 30 日以内にし
			なければならないと規定しており、本市
			においても、その期間内で当該措置をす
			ることとします。
2	法第 91 条第1項第2号等で	D	法第 108 条の規定により、訂正請求又は
	開示を受けた日を記載する		利用停止請求の手続に支障が生じない
	ことが法に定められており、		限り、条例で必要な規定を定めることが
	開示決定を受けたものに限		可能であって、各請求手続において、開
	定しないことを条例で定め		示請求を受けたものに限定しないと条
	ることはできないのではな		例で規定することは、可能と解釈されて
	しいか。		おります。

(6) 個人情報取扱の監査に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	個人情報の取扱いには、細心	В	本市では、個人情報の取扱いに関して、
	の注意を払い取扱い監査を		年に一度、全庁的な監査を実施してお

定期的に行ってほしい。	り、今後も継続していきます。
	なお、法の適用により、地方公共団体に
	おける個人情報の取扱いに関して、国の
	個人情報保護委員会が、関係資料の提出
	要求及び実地調査、指導及び助言並びに
	勧告することができるようになります。

(7) 関係条例の改正に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	小田原市重度障害者医療費	D	本人の所得状況等については、本人の同
	助成条例第 11 条を廃止した		意に基づき、確認し、利用することにな
	場合、対象者の所得の状況に		ります。
	ついて、当該対象者に対し、		
	文書その他の物件の提出若		
	しくは提示を求め、若しくは		
	当該職員に質問させること		
	は行わなくなるのか。		
	また、対象者の所得に関する		
	情報を小田原市個人情報保		
	護条例第8条第1項に規定		
	する取扱目的以外の目的の		
	ために利用することはしな		
	いのか。		

(8) その他個人情報の取扱に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	個人情報の取扱いに関して、	С	特定の方の個人情報の取扱いに関して、
	住民票閲覧禁止のように、こ		あらかじめ提供制限を掛けられるよう
	の情報は提供しない等の利		にすることは今のところ考えておりま
	用停止をあらかじめ掛けら		せん。
	れるようにしてほしい。		今後の参考とさせていただきます。

4 その他政策案等と関係ない提出意見

・市に提出する申請書等の取扱い、個人情報に係る郵便物の取扱い及び附属機関委 員の市民公募に関する意見がありました。